

公立大学法人下関市立大学利益相反ポリシー

令和7年6月25日制定

1. 利益相反ポリシーの目的

公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）は、本学の SCU Vision2040 において、地域社会の様々な主体と連携・協働し、地域課題の解決を目指した研究の推進を掲げており、産官学連携活動等を積極的に推進していく方針である。

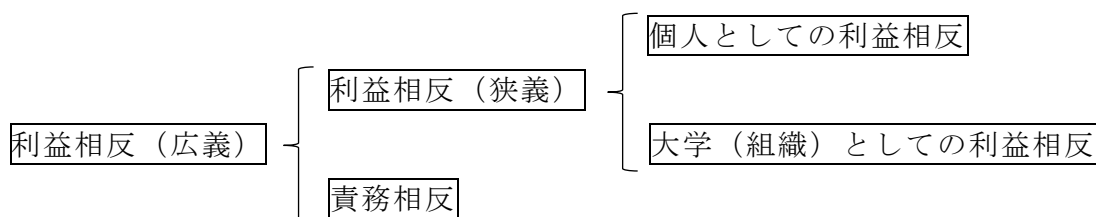
この産官学連携活動等の推進にあたり、産業界、官公庁又は学術機関それぞれが有する目的や役割の違いにより、本学の使命である教育研究活動との間に利益相反が生じる可能性があり、これら利益相反を適切に管理することが極めて重要である。

このような利益相反に対して適切な対応がなされない場合、本学の社会的信頼が損なわれるおそれがあるため、このような事態を未然に防止するとともに、万が一発生した場合には、迅速かつ適切に対応をすることが本学の責務である。

本ポリシーは、本学の役員及び教職員等の行動を不当に制約するものではなく、本学に所属するすべての者の名誉、信頼、研究活動及び貴重な研究成果を守るとともに、利益相反に関する方針等を本学内外に明らかにすることにより社会からの信頼をより一層高め、産官学連携活動等を適正かつ円滑に推進できる環境を整備することを目的とする。

2. 利益相反の定義

本ポリシーにおいては、利益相反を以下のとおり定義する。



- (1) 広義の利益相反 狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念
- (2) 狭義の利益相反 教職員又は大学が産官学連携活動等に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況
- (3) 責務相反 教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態
- (4) 個人としての利益相反 狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の本学における責任との相反
- (5) 大学（組織）としての利益相反 狭義の利益相反のうち、本学が得る利益と本

学の社会的責任との相反

3. 利益相反における適正なマネジメント体制の構築

本ポリシーの目的を達成するため、利益相反マネジメント規程を制定し、利益相反マネジメントを実施する組織として、利益相反マネジメント委員会を設置する。

4. その他

本学は、本ポリシーの推進にあたり、学生等の学習の権利や研究者の研究の自由を不当に侵害しないよう、十分な配慮を行うものとする。

附 則

このポリシーは、令和7年6月25日から施行する。